平成２２年（フ）第１０９８号
東京都町田市本町田2938番地１メゾン熊澤307
債務者　内田　里絵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４２号
東京都三鷹市上連雀６―29―13コーポ三鷹211、住民票上の住所東京都世田谷区上北沢５丁目43番１―304号
債務者　野崎しげる
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９４号
東京都東大和市蔵敷３丁目799番地の７芝中住宅イ14―502号
債務者　望月　利仁
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９８号
東京都小平市上水本町６丁目19番22号丸喜ピロッテ203号
債務者　南　　昭彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５０号
東京都青梅市新町９丁目2153番地の７　ダイアパレス青梅新町410号
債務者　山本　典子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５１号
東京都青梅市新町９丁目2153番地の７　ダイアパレス青梅新町410号
債務者　山本　　肇
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
広島県府中市府中町822番地
債務者　米崎　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５０９号
静岡県袋井市川井572番地の７　ウィンディー宮の前１棟203号室
債務者　榊原　芳雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第６９０３号
東京都渋谷区渋谷３丁目５番１号
破産者　株式会社M&M
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１９７号
東京都青梅市裏宿町701―１―205
破産者　佐々木志保子（旧姓親谷）
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０００号
埼玉県鴻巣市人形２丁目３番44号
破産者　有限会社手塚自動車工業
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１００１号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２―13―303、開始決定時の住所埼玉県鴻巣市人形２丁目３―44
破産者　手塚　睦夫
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１００２号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２―13―101、開始決定時の住所埼玉県鴻巣市人形２丁目３―44
破産者　手塚　玲子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８４４号
千葉県松戸市上本郷2677番地
破産者　尾見株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７号
千葉県市原市東五所35番地２
破産者　株式会社鹿北電気工事
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３９号
東京都台東区元浅草２丁目７―12―303
破産者　須藤　貴義
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６０号
東京都杉並区上高井戸３丁目10番６―601号
破産者　有限会社ラップランド
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部